

認定ケアマネジャー制度規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この制度は、高齢者等への社会的支援において中心的な役割を担うケアマネジャーの資質の向上を図り、ケアマネジメントの一層の充実を通じて利用者の生活の質の向上と住民の福祉に貢献し、併せてケアマネジャーの専門性と社会的地位の一層の確立に資することを目的とする。

(学会の必要な業務・活動)

第2条 日本ケアマネジメント学会（以下「本学会」という。）は、前条の目的を達成するため本学会認定ケアマネジャーの認定を含む必要な業務及び活動を行う。

(学会の認定ケアマネジャー活動の支援)

第3条 本学会は認定ケアマネジャーの広告、研修会講師の推薦等、認定ケアマネジャーの社会的地位及びその活動の支援等を積極的に行う。

第2章 認定ケアマネジャーの資格

(資格要件)

第4条 認定ケアマネジャーになるためには、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 介護保険法の定める介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）として登録されており、ケアマネジャーとしての人格及び見識を備えていること。
- (2) 資格試験申請時において、ケアマネジャーとして3年以上の実務経験を有すること。
- (3) 本学会の施行する資格試験に合格すること。なお、資格試験の実施については、認定ケアマネジャー資格認定要領の定めるところによる。

第3章 資格認定

(資格認定委員会)

第5条 本学会に認定ケアマネジャー資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設け、認定業務その他必要な業務を行う。

(資格認定委員)

第6条 委員会は、本学会理事会において適任と認められた資格認定委員によって構成される。

(担当理事)

第7条 委員会に理事会より選任された担当理事を1名置き、委員会業務を統括する。

(委員長)

第8条 担当理事は委員長を兼務することができる。

(委員会業務)

第9条 委員会は理事会の定めた委員会内規に基づいて委員会業務を行う。

第4章 資格の有効期間と更新

(資格の更新)

第10条 認定ケアマネジャーは、資格取得後も資質の向上を図り本学会の定める期間ごとに資格を更新しなければならない。

(資格の有効期間)

第11条 認定ケアマネジャーの資格は、本学会の施行する資格試験に合格し認定された翌年度の4月1日より5年間とする。

(資格更新の要件)

第12条 資格更新に必要な要件は、認定ケアマネジャー資格更新細則に定めるところによる。

第5章 資格の喪失

(資格の喪失)

第13条 認定ケアマネジャーは、次の各号のいずれかに該当するときには認定ケアマネジャーの資格を失う。

- (1) ケアマネジャーの資格を喪失したとき。
- (2) 認定ケアマネジャーの資格を自ら辞退したとき。
- (3) 申請書類に虚偽があったとき。
- (4) 資格更新を行わなかったとき。
- (5) 本学会理事会において認定ケアマネジャーとして適格でないと判断されたとき。

第6章 補則

第1条 本制度及びこの規則は、総会の議決を得て平成15年5月30日から施行する。

第2条 本規則の改廃には理事会の発議及び評議員会の承認を経て総会の議決を必要とする。

第3条 本規則第12条(資格更新の要件)挿入の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

第4条 本規則第4条(資格要件)(4)号の廃止及び第13条(資格の喪失)(4)号の廃止の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

第5条 本規則の改廃は、理事会の発議を経て社員総会の決議を必要とする。

第6条 本規則第4条の(3)号及び(4)号の一部改正は、平成24年7月14日から施行する。

第7条 本規則第4条の3の一部改正は、平成28年6月18日から施行する。

[付則（令和4年6月18日一部改正）]

- 1 本規則第4条の改正規定は令和4年6月18日に施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 認定ケアマネジャー制度施行細則は廃止する。